令和８年 11 月１日

みんなの写真展『たてばやしの鳥たち』実施要領

１．写真のテーマ

館林市内で撮影された野鳥を写したもの。

２．著作権の帰属

・作品についての著作権は撮影者に帰属する。

・撮影者はたてばやし向井千秋記念子ども科学館が市および当イベントの広報宣伝などを目的とし、応募作品を無償で使用する権利を有することを承諾する。

・応募者が他人の著作権や肖像権を侵害した場合、そのことに関するトラブルについて主催者は一切の責任を負わないこととする。

３．表題票記載事項の公表について

表題票に記載する以下の事項については、応募作品展示の際に表題票を付して公表することとする。

・撮影者名（ペンネーム可）

・題名

・種名

・撮影場所

・撮影日

４．応募点数について

・１人当たり３点までを上限とする。同一の人から３枚以上の応募があった場合は主催者の判断で３枚を選定する。

・なお、応募総数が多く展示スペースが不足した場合は主催者の判断で展示を１人当たり１枚に制限することがある。

５．展示について

応募作品は A4 版に印刷し、たてばやし向井千秋記念子ども科学館での展示を予定。

６．応募作品の条件

応募作品は下記の条件を全て満たしたものとする。主催者が下記の条件を満たしていないと判断した場合は展示を行わないこととし、その場合、主催者から応募者に対して連絡や説明は行わないものとする。

・応募者本人がすべての著作権を有するもの
・館林市で撮影したもの
・自然に親しみ、自然を大切にする心に反しないこと
・被写体は野生の鳥類であること（家畜およびペットは被写体の対象外）
・被写体に対して虐待等、生息・生育や繁殖等の妨げとなる行為がないこと
・被写体を誘引していないこと（餌付けや音声その他による誘引を行っているものは不可）
・合成または偽装したものでないこと（適度な加工処理は可）
・架空でないもの、事実に反しないもの
・損壊や侵入など、不法行為を伴った撮影等ではないこと
・公序良俗に反しないこと
・本人が撮影または作成したものであること（他人の画像の無断応募は不可）
・他で未発表のものであるかは問わない（過去に発表済みの作品も可）
・撮影日は応募締め切り日以前のものであれば過去のものでも可

７．個人情報の取扱いについて

応募時にご提供いただいた個人情報は、当お問い合わせ以外には使用いたしません。
事前にご本人の承諾を得た場合及び法令の定めのある場合を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。
応募者からご提供いただいた個人情報は適切に管理します。
上記、内容にご同意いただける場合、手続きにお進みください。

８．主催等

・主催：たてばやし向井千秋記念子ども科学館